

広島県告示第百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
角目四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

府中市		市・区	
木野山町		町	
		大字	
井屋 角目仁	津ノ目 谷屋東	角目羽 奈戸	常夜燈 ノ下
一一九一番	一一八〇番一	一一二七番	一一二四番一
標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱四号
			一一八八番
			一一八九番一
			標柱三号
			標柱二号
			甲一一九二番
			井屋 角目仁
			標柱一号及び八号
			標柱番号